文

原判決中

控訴人等の被控訴人A・B・C・Dに対する株主総会決議不存 在確認の請求を棄却した部分

人吉市a町b番のc家屋番号同町第d番のe木造瓦葺二階建居 宅一棟建坪二十三坪二合五勺外二階十四坪につき控訴人等の現物出資給付契約無効 確認の請求を棄却した部分

を取消す。

右(一)に記載の請求については訴を却下する。 右(二)に記載の建物につき昭和二十四年六月亡Eが被控訴会社に対し て現物出資給付として為した譲渡行為は無効であることを確認する。

原判決中その余の部分に対する控訴人等の控訴は之を棄却する。

訴訟の総費用中本訴の費用の十分の一は被控訴人等の連帯負担とし 加によつて生じた費用の十分の一は参加人国の負担とし、その余の費用はすべて控 訴人等の連帯負担とする。

控訴代理人は「原判決を取消す。被控訴会社の昭和二十四年六月十二日資本増加 に関する臨時株主総会の『被控訴会社の資本金百万円を五百万円に増資し其の新株 八万株はEに於て全部引受くること、但し其の新株は現物出資とし、E所有の別紙 目録記載の不動産を同年六月二十五日迄に被控訴会社に給付すること』の決議の不 存在であることを確認する。被控訴会社の昭和二十四年六月三十日右資本増加に関 する監査役の調査報告承認及び資本増加の定款変更の臨時株主総会の決議の不存在 であることを確認する。昭和二十四年六月十二日日と被控訴会社との間に於て為した別紙目録記載物件に対する現物出資による株式の引受契約及び同年六月二十三日 現物出資給付契約の各無効であることを確認する。被控訴会社は熊本地方法務局人 吉支局に対し昭和二十四年六月三十日受附被控訴会社の増加した資本の額金四百万 円の登記に付錯誤を原因として其の抹消登記手続をせねばならない。訴訟費用は第 二審を通じ、被控訴人等との間に生じた部分は被控訴人等の負担、参加人との 生じた部分は参加人の負担とする。」との判決を求め、被控訴人等はいづれも 「控訴人等請求通りの判決」を求め、参加人国指定代理人は控訴棄却の判決を求め

被控訴人Cは第一審以来本件口頭弁論に出頭しないがその他の各当事者及び参加 人の事実上の陳述は、

控訴代理人に於て、

参加人国の本件訴訟参加は民事訴訟法第七十一条前段の訴訟の結果によ り権利を害せらるべきことを主張する第三者に該当しないから、右参加は不適法と して却下せらるべきものである。蓋し右に所謂参加の要件は、それ自体本件訴訟上顕著なる事実であるか、若くは明かに認めらるるものたることを要するものである に拘らず、そのいづれも存在しない本件参加申出は、当然排斥せらるべきものである。但し、参加人が参加申出の理由として述べる事実中「人吉税務署長は云々」以 「譲渡所得百三十九万二百五十円が含まれている」迄の事実は之を認める。な 参加人の本件参加申出は共同訴訟的補助参加としても不適法である。

被控訴会社の昭和二十四年六月十二日及び同月三十日の両度に開催せら (\square) れた臨時株主総会に於ては、夫々議事録は存するけれども、(イ)当時の招集権者 たる代表取締役Eより各株主に対し書面による招集の通知なく、適法なる招集手続 が行われていない。(ロ)右議事録記載の日時場所に於て総会は開催されていな い。(ハ)右総会に同記載の株主の出席はない。(二)斯くて総会の開催というも のがない。従つて開催なくして決議の存する筈のないのも当然である。されば丙第 - 、第二号証(総会決議録)に表示せらるる決議なるものは真実は存在しない虚構 のもので、商法第二百四十七条(昭和二五年法律第一六七号による改正前のもの。 以下同様)にいう総会の招集手続又はその決議の方法が法令又は定款に違反する場 合に該当するものでなく、その決議は当然絶対に効力を生ぜぬ無効のものである。

本件の各株主総会の招集が仮りに電話若くは使者による口頭の通知によ (三) るものであつたとしても、株主総会の招集は書面を以て通知せねばならぬことは、商法第二百三十二条第二項に「前項の通知には会議の目的たる事項を記載すること を要する」と規定しおるところに徴するも明瞭であるから、書面によらない口頭招 集(例えば電話による通知又は使者による口頭通知)は招集なきに等しきもので、 這は商法第二百四十七条の招集の手続が法令又は定款に違反する場合ではなくし

て、かかる通知による招集によつてなされた決議は当然無効のものであり、同法第 百四十八条若くは第三百七十一条所定期間の経過によりその瑕疵が治癒せらるべ き筋合のものではない。

仮に本件増資に関する株主総会が存在したとしても、その増資につきE の為した現物出資の目的物件中人吉市a町b番のc家屋番号同所第d番のeの建物 ー棟は、昭和二十四年六月十二日の増資決議の当時は勿論、同月三十日の増資報告 承認決議当時に於ても、現物出資による株式の引受者であつたEの所有ではなくし て訴外Fの所有に属し、株式引受者たるEは遅くとも右増資報告承認決議のなされ た昭和二十四年六月三十日迄に右物件の所有権を訴外Fより取得して之を被控訴会 社に出資義務の履行として移転すべきものであることは、株式会社に於ける出資の 本質よりして明瞭で、単純なる売買契約と異り、右増資報告承認決議の日迄に所有 権の移転をなし得なかつたことにより直に履行不能に陥入り、従つて右出資義務の 履行を前提とする本件決議はいづれも当然無効である。

を前提とする本件人職はいったも当然無効とある。 参加人指定代理人に於て、控訴代理人の右主張に対し、 (一) 人吉税務署長は被控訴人等の被承継人亡目の昭和二十四年分所得税確定 申告に対し、同人の同年分所得金額を百七十九万四千九百円、所得税額を百十二万 六百五十九円・追徴税額を二十二万二千二百円と更正決定したところ、同人は右更 正決定に異議ありとして昭和二十五年四月二十六日能本国税局長に対し審査の請求 をしたが、同局長は右審査の請求を棄却する旨の決定をし、昭和二十六年七月二十 日Eにこれを通知した。しかして右所得金額百七十九万四千九百円のうちには控訴 人等が昭和二十六年八月十七日提起した本訴において不存在の確認を求める被控訴 会社の臨時株主総会に於ける資本増加の決議に基き、Eが控訴人等主張の別紙物件 目録記載の建物を被控訴会社に現物出資して額面四百万円の株式を引受けたことに 原因する譲渡所得百三十九万二百五十円が含まれている。したがつて、本件株主総 会決議不存在確認、現物出資並びに株式引受無効確認及び登記抹消請求訴訟に於 被控訴人等が敗訴するならば、その判決の反射的効果として参加申立人国もこ の財産の帰属を承認せなければならない。その結果、Eに対する人吉税務署長の前 記更正決定及び熊本国税局長の審査決定はいづれもEの昭和二十四年度分所得金額 の認定を誤つた違法な処分となり、参加申立人国のEに対する課税権は侵害され る。しかるに被控訴人等は馴合いで控訴人等の請求を認容しようとする虞れがある から、参加申立人国は本件控訴人等の請求を排撃するため、民事訴訟法第七十一条 の規定により訴訟の結果により権利を害せらるべき第三者として当事者参加の申立に及んだのである。而して、控訴人等は昭和二十七年五月二十日の第一審に於ける 口頭弁論に於て参加人の参加申出に対し、異議なき旨陳述しているのであるから、 当審に於て今更異議申立をなすことは出来ないものである。仮に本件参加の申出が不適法であるとしても、右申出は共同訴訟的補助参加として適法である。

と述べた外、原判決事実摘示と同一だから、ここにこれを引用する。 立証として、控訴代理人は甲第一乃至第三号証を提出し、原審並びに当審証人 G、当審証人H、同I、同F、同Jの各証言及び被控訴本人A、同Bの各尋問の結 果を援用し、丙号各証の成立を認め、被控訴人Aは甲号各証の成立を認め、参加人 国指定代理人は丙第一乃至第八号証を提出し、当審証人K、同Lの各証言を援用 し、甲号各一証の成立を認めた。

理

一、 控訴代理人は「本件の訴は商法第二百四十七条に規定する株主総会決議取消の訴でないことは勿論、商法第二百五十二条の規定する株主総会決議無効確認の訴でもなく、また改正前の商法第三百七十一条の資本増加無効の訴でもない。唯単 に(一)増資に関する被控訴会社の株主総会決議の存在しないことの確認と(ニ 被控訴会社と亡E(訴提起当時の共同被告の一名)との間に為された株式引受契約 及び現物出資給付契約の無効であることの確認とを、被控訴会社と目の相続人たる被控訴人A外三名とに対して訴求するものであると共に、その外なお(三)右増資 に関する登記の抹消登記手続を、被控訴会社に対して求めるものである」と主張す るのである。

ところで、株主総会決議不存在確認の訴と云つても、株主総会 〈要旨第一〉二 の決議が存在しなかつたと云う過去の事実〈/要旨第一〉の確認を求める訴ではなく (若し左様な事実関係の確認を求める訴であるならば、わが民訴法上は許容されな いものであつて、却下を免れない)結局は、株主総会決議の効力の発生しなかつた ことの確認を求める訴に外ならない。唯「株主総会決議無効の確認の訴」と云う場 合には、一応株主総会の決議が存在したことを前提としてその効力が発生しなかつ 三、 商法第二百五十二条によれば「株主総会の決議の内容が法令又は定款に違反すること」を理由とする決議無効確認の訴については、数箇の訴の弁論及び裁裁の併合の規定(商法第百五条第三項)訴提起について遅滞なら告を為するの場合の規定(同法第百九条)原告勝訴の判決が確定した場合の場合に関する規定(同法第百九条)原告勝訴の判決が確定した場合の場合に関連を担じた場合の関連を表別であると為してあると、法文にも明かに「無効の確認を請求する訴」としてがあると、本条の訴と区別しては出訴期間の定めもなく、又「訴によってのみ主張」を表別して規定していることなどの点から考えると、本の表には出訴期間の定めもない。本条の訴と区別して規定していることなどの点がようとは定款に違反し、その為に決議が当然無効である。最の内容が法令又は定款に違反し、その為に決議が当然無効である。して、その無効の確認を求める訴について規定したものであり、従って同条の規定する訴の性質は確認の訴に外ならないものと解するのが相当である。

而して、右商法第二百五十二条の訴につき如何なる者がその当事者たるべきかの 点に関しては、判然した明文はないのであるが、右の様に原告勝訴の判決の効力が 第三者にも及ぶものとする以上は、会社自身をその訴訟の一方の当事者とすべきこ とはむしろ当然であつて、会社以外の者の間(例えば、株主相互間又は株主と第三 者との間)における総会決議無効確認の訴についてまで原告勝訴の判決が第三者に 効力を及ぼすものとすることは、不必要であり且つ不適当である。

一方ではよりのできない。 一方ではよりでする。 一方ではよりでする。 一方では、第二百五十二条の訴についても会社が被告たるべきことを当 然のことと予定したものの様にも解せられるが、会社が原告となつて訴える必要の ある場合も考えられないわけではなく、会社が原告となつた場合の同種の訴につき 右第二百五十二条の適用を排除すべき理由も発見し難い。

〈要旨第二〉以上を要するに商法第二百五十二条は、株主総会の決議の無効確認の訴のうち「決議の内容が法令又は定款〈/要旨第二〉に違反する為当然無効であること」を理由とし、且つ会社を一方の当事者とするものにつき規定したものであり、かような訴については原告勝訴の判決の効力は第三者に及ぶものとすると共に、訴

の公告・併合審理判決・登記・損害賠償等につき特別規定をしたものと解すべきである。(元来右の様に判決の効力が第三者にも及ぶ様な訴訟を全く弁論主義の支配下に放置しておいて良いかどうかは疑問である。むしろ或る程度まで職権主義を加味する方が適当ではないかと思われるが、商法第二百五十二条の訴については職権主義に依るべきものと解すべき現行法上の根拠は見出し難い)

五、 なお改正前の商法第三百七十一条は、資本増加の無効は増資の登記後六ケ月内に訴を以てのみ主張し得る旨を規定して居つた。而して被控訴会社における本件問題の増資については昭和二十四年六月三十日に増資の登記が為されたが、その後右第三百七十一条に依る資本増加無効の訴が提起せらるることなく六ケ月を経過したことは、控訴人の主張自体に徴して明かであるから、最早今日に於ては訴を以てしても本件増資の無効を主張することは出来ないかのように見える。そうすると、被控訴会社に対する本件の訴についても、その適否乃至請求の当否が、右第三百七十一条との関連上疑問視されるかも知れない。

〈要旨第四〉然し乍ら、右第三百七十一条は、登記後六ケ月内に提起せられえ訴を以て主張する以外の方法では、増資の〈/要旨第四〉無効を主張することが出来ないとするのであるから、結局かかる訴に基く増資無効の判決が確定するまでは、増資は有効なものとして取扱われるものと為さざるを得ないのであつて、そうすると結局、同条に規定する訴はカシある増資につきその効力を失わしむることを目的とする一種の形成の訴に外ならないものであつて、増資の登記後六ケ月内にかかる訴が提起されないとき(提起せられても、請求が棄却せられたとき)は、たとえカシのある増資でもそのカシが治癒せられて完全な効力を有するに至るものと解せざるを得ない。

さすれば、本条の適用のあるのは、たとえカシがあつてもそのカシの治癒によつて完全な効力を有せしむるに適するだけの増資の実体を備うる場合に限るべきであって、左様な実体のない場合には、たとえ増資の登記は為されて居つても、本条の

適用なく、従つて何時如何なる方法によつても、又誰からでも、増資の無効の主張(不存在の主張を含む)が為され得べき筈である。

如何なる程度の増資の実体を具うれば右第三百七十一条の適用があると為すべきかは、解決に困難な問題であるけれども、増資に関する株主総会の決議が全然為されなかつた様な場合には、たとえ増資の登記が為されたとしても右第三百七十一条の適用はなく、従つて、何時誰からでも増資の当然無効乃至不存在の主張を為し得べく、いわんや株主総会の決議自体の無効乃至不存在の主張を為すことはもとより妨げないもの、と云わねばならない。故に本件株主総会決議不存在確認の請求は、右商法第三百七十一条の規定と何等相容れないものではない。

なお、増資に関する株主総会の決議が為されたけれどもその決議の内容が法令乃 至定款に違反する為当然無効と為すべき場合(即ち商法第二百五十二条の適用ある 場合)に、右改正前の商法第三百七十一条の適用があるものと解すべきか否か、又 その適用がありと解しても、登記後六ケ月内に増資無効の訴が提起せられずして増 資が有効に確定した後に商法第二百五十二条に依る増資に関する総会決議無効の訴 が許されるか否か(利益ありと為すべきか否か)等も相当問題ではあるが、本件で は控訴人は右の様な「決議の法令乃至定款違反による無効」を主張しているのでは ないから、ここでは右の点の詳論は避ける。

六、ところで、株式会社の増資新株の引受は、該増資に関する有効な株主総会の決議のあつたことを前提とする。換言すれば、右の様な有効な増資決議の存することが、引受の効力発生についての法律上の条件をなすものと見るべきであるから、若し増資に関する総会の決議につき無効確認(不存在確認を含む)の判決がありその判決が確定すれば、その判決は、間接には、増資新株の引受の無効をも(第三者に及ぶべき効力を以て)確定したこととなる。けだし、増資決議の効力の有無が、増資新株引受の効力の有無の前提(先決)問題たる関係に立つて居り、しかも、増資決議無効(不存在)確認の判決は第三者に対しても効力を生ずるからである。

而して、株式の引受が無効と云うことになれば、その引受株式に対する現物出資として為された不動産の譲渡については(譲渡自体としては当然無効とはならないとしても)所得税法にいわゆる譲渡所得としての課税を為す余地が存しなくなるであろう。何となれば、株式の引受が無効である以上、現物出資としての不動産の譲渡に因る所得は皆無であるからである。

本件では、人吉税務署長がEに対して決定を為した昭和二十四年度分の所得金額 のうちには、被控訴会社の問題の増資の際にEが別紙目録不動産を現物出資として 増資新株式を引受けたことに因る譲渡所得百三十九万円余が含まれていることは、 当事者双方・参加人間に争のないところである。だとすれば、本件株主総会決議不存在確認の訴の結果如何では、国はEに対する不動産譲渡所得の課税を為し得ざる こととなるわけであり、従つて民訴法第七十一条にいわゆる「訴訟の結果により権 利を害せらるべきことを主張する第三者」の立場に在るのである。さればこそ、国 は民訴法第七十一条による当事者参加の申立をしたのである、が然し乍ら国は右総 会決議不存在確認の訴については当事者たる適格がないのであるから、この訴訟に 当事者として参加することは許されないと解するのが相当である。但し、この申立 は少くとも補助参加の申立として効力があるものと云うべきてあり、しかも国は前 記の様に訴訟の結果により権利を害せらるべき立場に在るのであるから、右の補助 参加はいわゆる共同訴訟的補助参加として認むべきである。なお、国は民訴法第七 十一条の当事者参加の申立をしたのであるが、何等国独自の請求は提起せず、単に 原告の請求棄却の判決を求めて参加申立をしたのであるから、この参加申立を共同 訴訟的補助参加の申立としてその効力を認むるにおいては、当事者参加の申立につ いて別に主文で申立却下の宣告を為すことは必要でないものと解する。

七、 そこで進んで株主総会不存在確認の訴の本案について、判断すべきであるが、右の様に国の参加は共同訴訟的補助参加として是認されるべきものであるから、当事者間に争のない事実でも、参加人に於て争う限りは、争あるものとして証拠による判断をしなければならない。

ところで、被控訴会社において「昭和二十四年六月十二日午前十時人吉市 a 町 b 番地の会社本店に於て、株主総数九名全員出席して臨時株主総会を開き、会社の資本総額金百万円を金五百万円に増加し、金四百万円の資本増加に伴う新株式八万株は株主日に於て引受けること・この引受新株に対する払込は現物出資として別紙目録不動産を同月二十五日迄に会社に給付すること・右不動産を価格金四百万円と評価し、之に対し会社は一株につき金五十円払込済の新株式八万株を日に交付するこ

と・の決議を為した」旨の議事録を作成したこと、Eが、同月十二日に、自ら被控訴会社代表取締役として、被控訴会社との間に「被控訴会社の新株式八万株一株の金額五十円合計金四百万円を引受け、之に対し前記不動産を価格金四百万円を引受け、之に対し前記不動産を価格金四百万円を引受け、之に対し前記不動産を価格金四百万円を為して現物出資による新株式引受の契約を為し、更に同月二十三日を前は、「一日の現物出資による新株式引受の契約を為し、更に同日による前による新機で、被控訴会社を代表して、会社との間に「前記不動産を被控訴会社増資新株式八万株引受の給付義を代表して、会社との間に「前記不動産を被控訴会社増資新株式八万株引受の給付義を行として、会社との間に一方の表表を指して、被控訴会社の資本金額四百万円を増加したというというによりにある。

控訴人は「右議事録に記載せられた六月十二日と三十日の被控訴会社の株主総会は、単に議事録にその記載が為されているだけであつて、現実には何等左様な総会は開かれず、従つて同記載の様な決議もなされていない」と主張する。けれ共、本件の証拠によつて見ると、全然右株主総会が開催された形跡がなかつたものとは思われない。即ち、成立に争のない丙第一・第二号証(議事録)第三乃至第八号証、甲第一・第二号証及び記録中の戸籍謄本の各記載に証人H・Fの各証言、本人訊問における被控訴人A・Bの陳述等を綜合して見ると、昭和二十四年六月の本件問題の増資の頃の被控訴会社の株主は

代表取締役 Ε 締 役 Н 取 役 取 締 (Bの妻の兄) Ι 取 締 役 (Eの娘被控訴人Dの夫) F 取 役 長男・被控訴人) (同 Α 役 監 四男・被控訴人) В (同 役 監 (Bの妻の遠縁者) G 株 (Eの妻・控訴人) 主 M (Aの妻・控訴人) 株 Ν

 る)

以上の次第であるから、被控訴会社に於ては、議事録記載の如く昭和二十四年六月十二日と三十日とに、それぞれ同記載の如き増資に関する株主総会が開かれて株主の決議が為されたものであり、その決議は商法第二百四十七条以下の取消の訴によつて争い得べきカシが存したに過ぎない(そのカシもその後出訴期間の経過により治癒された)ものと認むべく、控訴人主張の如く全然法律上株主総会の開催なく従つてその決議も存しなかつたものでないことは勿論、また右決議が当然無効の決議であるとも認め得ないのである。

業して然りとすれば、株主総会の開催と目すべきものが存しなかつたことを理由とする控訴人の決議不存在確認の請求は、その理由がないものと云わねばならない。

ハ、 以上の通りであるから、右株主総会の決議の不存在を理由として「Eの増 資新株式引受並びにその引受株式に対する現物出資としての不動産譲渡は無効だ」 とする控訴人の主張も、また当然理由がないこととなる。

控訴人は更に「仮に株主総会決議が存在したとしても、Eの増資新株式の引受契約並びにその引受株式に対する現物出資給付契約は、改正前の商法第二百六十五条に違反するから無効だ」と主張するのであるけれども、増資新株の引受並びにその引受株式に対する現物出資の履行行為については右商法第二百六十五条の適用はないものと解するのが、相当である。

けだし、現物出資の場合は、出資者の氏名・目的物・その価格及び出資者に与うべき株式の数を増資に関する株主総会で決議すべきものであるべきであり、すでに総会の決議によつてこの様なことが定められた以上、会社の利益保護の為に設けられた商法第二百六十五条の監査役の承認の手続を重ねて覆む必要はないものと解するのが相当だからである。

そうすると、控訴人のEの株式引受並びにその引受株式に対する現物出資としての不動産の給付(譲渡)の無効確認を求むる請求も、控訴人主張の上記の理由では認容し難いものと為さねばならない。

認容し難いものと為さねばならない。 九、 控訴人は更に「Eが現物出資の目的とした不動産中人吉市 a 町 b 番の c 家 屋番号同町第 d 番の e (契約書に「第 d 番の h 」とあるのは同番の e の誤記である。 有であり、その後訴外」に譲渡され既にその登記も完了しているのである所 の物件を現物出資とする増資新株式の引受契約及びその給付契約は共に号がであり、 の物件を現物とする増資新株式の引受契約及びその給付契約は共に号証に「与のない甲第一号証(株式引受証・引渡に「与のない甲第一号証(本式引受証・引渡に「「本」と甲第三号証(登記簿抄本)とを対照すれば、古株式引受証・引渡に「「本」と甲第二号を対解すれば、古株式引受証・引渡に「「本」とのよりを対解すれば、「本」とのより、 正 1 日本では、登記簿上は家屋番号同町の e として登記簿上は昭二十三年中よりものない。 日 1 日本であるのは、登記簿となって居のたが、ののである前記をの所有名義となって居ったが認められる。

なお前記家屋番号a町第d番のeの家屋を現物出資の給付としてEが会社に譲渡した時には、該家屋は登記簿上こそFの所有名義であつたにせよ、実際はEの所有であつたとすれば、右給付行為(即ち該家屋の譲渡)もその当時から当然無効であ

六条第九十二条第九十四条に則り主文の通り判決する。 (裁判長判束 森静雄 判束 佐下利之右衛門 判束 真次三吉)

(裁判長判事 森静雄 判事 竹下利之右衛門 判事 高次三吉) (別紙物件目録は省略)